別紙

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する
意見募集の結果について

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	車両後退表示投影装置について、路面の広告を禁ずる条例との関係に配慮すべき。	他条例との関係について配慮すべきとのご意見を賜り、ありがとうございます。 「道路運送車両の保安基準を定める告示等の一部を改正する告示」においては、安全性の確保の観点から、車両後退表示投影装置の照射光線が他の交通を妨げないものとすることとしております。 今後とも国土交通行政に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を３件頂きました。
取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。